

第 1 期 事 業 報 告 書

(2013年10月25日～2014年3月31日)

I はじめに

一般財団法人梅ヶ枝中央きずな基金は、2013年（平成25年）10月25日に設立登記を完了することができました。これもひとえに、理事、評議員はじめ関係者みなさまのお力添えの賜物と厚くお礼申し上げます。設立より5か月間となりますが、初年度の事業報告を致します。

II 事業期間

2013年10月25日～2014年3月31日

III 基金の管理・運営

1. 主な周知・広報活動

| | |
|----------|--|
| 2013年10月 | 朝日新聞に記事掲載 |
| 11月 | リーフレット完成 |
| 2014年 1月 | ホームページ立上げ |
| | 読売新聞に記事掲載 |
| | 大阪私立中学校高等学校連合会を通じて、大阪府内の 私立中学及び高等学校の学校長に周知依頼 |
| | 大阪府教育委員会を通じて、大阪府内の府立・市立中学校、 高等学校、教育委員会、役所等に周知依頼 |
| 2月 | 朝日新聞に記事掲載 |

2. 寄付金の受入

法人設立登記後すぐに、三菱東京UFJ銀行大阪中央支店及び池田泉州銀行堂島支店に口座開設。リーフレットやホームページに各口座番号を公開。

3. 評議員会・理事会の開催

(1) 準備会

| | |
|-----|---------------------------|
| 日 時 | 2013年9月27日 18時30分～ |
| 場 所 | 帝国ホテル大阪 |
| 出席者 | 代表理事、理事4名、評議員12名、事務局2名 |
| 内 容 | 設立準備会として、理事、評議員の顔あわせを行った。 |

(2) 第1回臨時評議員会

| | |
|-----|-----------------------|
| 日 時 | 2013年11月25日 17時～ |
| 場 所 | 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 会議室 |
| 出席者 | 代表理事、理事1名、評議員9名、事務局2名 |
| 内 容 | |

第1号議案

S Hキャピタル株式会社から有限会社アドバンスに対する貸付金債権の債権譲渡を受ける件

審議の結果、当基金定款第17条第2項に定める決議に参加することが出来る評議員の3分の2以上にあたる評議員9名の賛成を得たため、本議案は可決された。

第2号議案

株式会社ジャパンビレッジゴルフ倶楽部に対し、限度額を金2億円の範囲内で貸し付ける件

審議の結果、当基金定款第17条第2項に定める決議に参加することが出来る評議員の3分の2以上にあたる評議員9名の賛成を得たため、本議案は可決された。

第3号議案

S Hキャピタル株式会社から株式会社トラストプランニングに対する貸付金債権の債権譲渡を受ける件

審議の結果、当基金定款第17条第2項に定める決議に参加することが出来る評議員の3分の2以上にあたる評議員9名の賛成を得たため、本議案は可決された。

第4号議案

S H債権回収株式会社から東洋繊維株式会社に対する貸付金債権の債権譲渡を受ける件

審議の結果、当基金定款第17条第2項に定める決議に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる評議員9名の賛成を得たため、本議案は可決された。

(3) 第2回臨時評議会

日 時 2013年12月18日 書面同意による決議

内 容

第1号議案

平野哲司氏所有の下記不動産を、当基金と山田みづほ氏との共有で、金2億円で購入するため、当基金から購入代金として金1億円を支出する件

書面同意による決議の結果、当基金定款第17条第2項に定める決議に加わることができる評議員の全員にあたる評議員13名の賛成を得たため、本議案は可決された。

記

土地の表示

- | | | |
|---|-----|--------------|
| ① | 所 在 | 大阪市西淀川区姫島5丁目 |
| | 地 番 | 148番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1022.71㎡ |
| ② | 所 在 | 大阪市西淀川区姫島5丁目 |

地 番 147番
地 目 公衆用道路
地 積 95㎡

主たる建物の表示

所 在 大阪市西淀川区姫島5丁目148番地1
家屋番号 148番1の4
種 類 店舗・倉庫
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 553.50㎡
2階 201.77㎡

(4) 第1回理事会

日 時 2014年3月20日 書面同意による決議
内 容

第1号議案

第1期（2013年10月25日～2014年3月31日）の事業報告、
第2期（2014年4月1日～2015年3月31日）貸借対照表、損益計
算書及び財産目録承認の件

書面同意による決議の結果、当基金定款第29条第3項に定める決議に加
わることができる理事の全員にあたる理事8名の賛成を得たため、本議案は
可決された。

4. 選考委員会の開催

(1) 選考委員（準備会）

日 時 2013年8月26日 18時30分～
場 所 大阪弁護士会 会議室
出席者 代表理事、選考委員5名、3つの児童養護施設の各代表者
内 容 大阪弁護士会子どもの権利委員会を通して集まっていた児童
養護施設の代表者らと意見交換を行った。

(2) 選考委員（準備会）

日 時 2013年9月18日 13時～
場 所 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 会議室
出席者 代表理事、選考委員5名
内 容 当基金の支援対象者の設定、支援の内容、当基金の組織運営につい
て話し合った。

(3) 選考委員（準備会）

日 時 2013年10月30日 13時～
場 所 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 会議室
出席者 代表理事、選考委員5名

内 容 法人登記手続き完了の報告。基本的制度や運営イメージについて、
選考委員作成の構想案に基づき議論した。

(4) 選考委員 (準備会)

日 時 2013年11月21日 18時～
場 所 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 会議室
出席者 代表理事、選考委員5名、3つのひとり親家庭の子ども達を支援する団体の各代表者
内 容 当基金宛問い合わせのあった三団体に参加いただき、意見交換会を実施。具体的な基本的制度について、選考委員作成の構想案に基づき議論した。

(5) 第1回選考委員会

日 時 2014年2月4日 17時～
場 所 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 会議室
出席者 代表理事、選考委員5名、学生4名
内 容 選考方法について議論した。

(6) 書類選考

日 時 2014年3月10日 18時～
場 所 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 会議室
出席者 代表理事、選考委員5名、弁護士小久保哲郎氏、学生4名
内 容 3月7日到着分までの申込みについて書類選考実施。
申し込み総数123名のうち、29名を選抜し面談実施。
学年別人数は下記のとおり。給付予定総額は1,110万円。
中学1年生 2名 (2名×30万円=60万円)
中学2年生 6名 (6名×30万円=180万円)
中学3年生 3名 (3名×50万円=150万円)
高校1年生 4名 (4名×30万円=120万円)
高校2年生 5名 (5名×30万円=150万円)
高校3年生 9名 (9名×50万円=450万円)

(7) 面談

日 時 2014年3月25日 16時～
場 所 大阪弁護士会 会議室
出席者 代表理事、選考委員2名 (中村、中塚)
内 容 書類選考合格者を保護者同伴で面談実施。

(8) 面談

日 時 2014年3月26日 16時～
場 所 大阪弁護士会 会議室

出席者 選考委員3名（岩本、森本、岩田）
内 容 書類選考合格者を保護者同伴で面談実施。

(9) 選考結果

採用者 29名
うち23名に対し、2014年3月31日付で奨学金を給付（合計890万円）。残りの6名は生活保護受給者の家庭であるため、各自、市と間で事前確認を行ったのち給付する旨約束し、一旦、金220万円を未払金として処理。
その後4月に入って、当基金からの給付金は収入としての認定をされない旨の事前確認ができたとの連絡をしてきた方に随時奨学金を給付した。

(10) 追加面談

日 時 2014年4月19日 15時～
場 所 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 会議室
出席者 代表理事、弁護士小久保哲郎氏
内 容 追加の書類選考合格者を保護者同伴で面談実施。

学年別人数は下記のとおり。給付予定総額は220万円。

| | | | |
|-------|----|-----------|--------|
| 中学1年生 | 1名 | (1名×30万円＝ | 30万円) |
| 中学2年生 | 1名 | (1名×30万円＝ | 30万円) |
| 中学3年生 | 0名 | | |
| 高校1年生 | 2名 | (2名×30万円＝ | 60万円) |
| 高校2年生 | 0名 | | |
| 高校3年生 | 2名 | (2名×50万円＝ | 100万円) |

(11) 選考結果

採用者 6名
6名全員に対し、2014年4月21日付で奨学金を給付（合計220万円）。

以上のとおり、当基金は2014年度（平成26年度）通期生として合計35名を採用し、各人への奨学金給付を実施した。

学年別人数は下記のとおり。

| | |
|-------|-----|
| 中学1年生 | 3名 |
| 中学2年生 | 7名 |
| 中学3年生 | 3名 |
| 高校1年生 | 6名 |
| 高校2年生 | 5名 |
| 高校3年生 | 11名 |

以上